



第3部

電子商取引時代の 特許・商標制度

第1章 特許法制の課題

1 ビジネス関連発明と審査基準の改訂

昨今のパーソナル・コンピュータの普及やインターネット等の社会基盤の整備の進展に伴い、汎用コンピュータや既存のネットワーク等を利用したビジネス方法に関連する発明（以下、「ビジネス関連発明」という）についての特許出願が増加傾向にある。ビジネス関連発明については、従来特許権に馴染みの薄かった業界にも広汎に影響を及ぼし得ることから、マスコミを含め多大な関心が寄せられてきた。

ビジネス関連発明については、どのような要件を満たす発明が特許となるか予見可能性を高める必要があるため、その取扱いの明確化を図ることが求められていた。また、ネットワーク化の進展により、コンピュータ・プログラムの流通形態がCD-ROMなどの記録媒体を用いた取引から、ネットワークを介した取引へと変化し、流通形態の実態の変化に対応したコンピュータ・プログラムの適切な保護が求められていた。

そこで、多大な関心が寄せられているビジネス関連発明に関する取扱いの明確化、及び、ネットワーク上のコンピュータ・プログラムの適切な保護を目的として2000年12月に「コンピュータ・ソフトウェア関連発明の審査基準」を改訂し、公表した。

「コンピュータ・ソフトウェア関連発明の審査基準の改訂のポイント」

- ①媒体に記録されていないコンピュータ・プログラムを「物の発明」として取扱うことを明らかにした。
- ②ハードウェアとソフトウェアを一体として用い、あるアイデアを具体的に実現しようとする場合には、そのソフトウェアの創作は、特許法上の「発明」に該当することを明らかにした。
- ③ビジネス関連発明の進歩性の判断に関する事例を充実させ、個別のビジネス分野とコンピュータ技術分野の双方の知識を備えた者が、容易に思いつくものは進歩性を有しないことを明らかにした。